

大規模小売店舗立地法の特例区域の指定について

1 大規模小売店舗立地法特例区域

大規模小売店舗立地法の特例区域は、中心市街地の活性化を図るため、中心市街地において、大規模小売店舗の新設等の手続きの緩和が適用される区域。

特例区域内では、新規出店や店舗拡張などに伴う手続きが不要又は簡素化になるため、大型店が出店しやすくなる。

(1) 第一種大規模小売店舗立地法特例区域

認定中心市街地において、区域の全部又はその一部を特例区域に指定するもの。

○認定中心市街地

中心市街地の活性化に関する法律第9条に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた「中心市街地活性化基本計画」に定められた中心市街地。

○適用除外となる手続き

- ・新設又は変更の届出及び実施の制限(8か月制限)
- ・説明会の開催、住民等の意見聴取、県等の意見手続き等
- ・承継の届出
- ・報告の徴収

※ ただし、第一種特例区域内に大型店を設置する者は、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をし、大型店を維持、運営するよう努めねばならず、また、大型店における小売業者も、設置者が行う大型店の維持、運営に協力するよう努めなければならないとされている。

(2) 第二種大規模小売店舗立地法特例区域

中心市街地の区域の全部又はその一部の区域を指定するもの。

○中心市街地

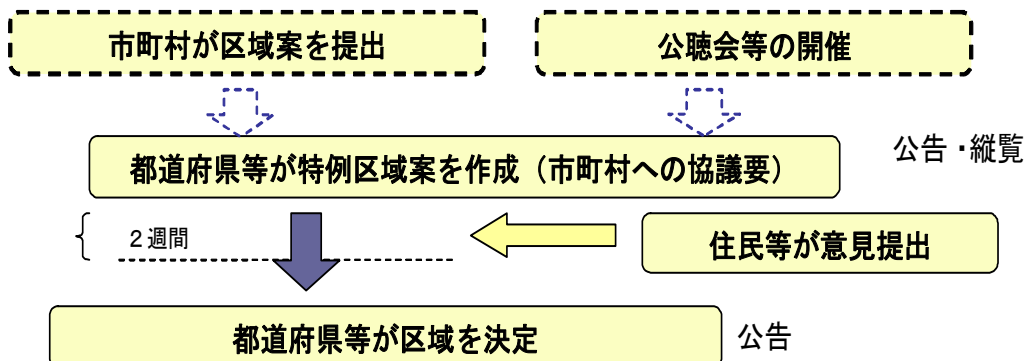
中心市街地の活性化に関する法律第2条に規定する中心市街地の定義に合致する中心市街地。

○適用除外となる手続き

- ・新設又は変更の実施の制限(8か月制限)
- ・住民等の意見聴取、県等の意見手続き等
- ・交通、騒音等の配慮事項に関する添付書類の提出

大規模小売店舗立地法特例措置スキーム(概要)

1. 特例区域の指定(概要)



* 第一種・第二種特例区域の指定・変更・廃止の手続とも同じ。
(第一種特例区域については、国が中活基本計画を認定した場合にのみ指定可能。)

2. 区域指定後の大店立地法の手続(概要)

公告日以後以下の特例が適用。

(1) 第一種特例区域

大店立地法の新設及び変更等に関する手続きが不要。

(2) 第二種特例区域

届出及び説明会の開催のみで出店が可能。

